

(12) 年度別国庫(県費)補助事業一覧表

区分 年度	水道水源開発等施設整備事業			簡易水道施設整備事業					生活基盤施設耐震化等交付金事業		
	箇所	補助対象 事業費	国庫補助金	箇所			補助対象 事業費	国庫補助金	市町	補助対象 事業費	国庫補助金
				本土	離島	計					
平成元	5	1,149,490	556,968	18	19	37	3,489,461	1,538,397	-	-	-
2	6	724,561	340,665	24	19	43	3,929,541	1,697,615	-	-	-
3	7	1,093,113	499,677	19	18	37	4,847,840	2,114,668	-	-	-
4	8	1,624,468	710,512	28	25	53	5,715,988	2,502,573	-	-	-
5	8	2,393,314	1,141,563	26	20	46	7,252,032	3,093,722	-	-	-
6	11	1,482,760	693,366	25	21	46	6,424,715	2,660,723	-	-	-
7	8	1,190,040	524,536	30	21	51	8,022,505	3,288,328	-	-	-
8	9	1,343,870	597,423	25	21	46	6,358,243	2,653,143	-	-	-
9	11	1,573,943	695,915	24	21	45	7,197,862	3,143,872	-	-	-
10	16	3,288,691	1,434,932	36	25	61	11,241,398	4,800,921	-	-	-
11	13	2,842,909	1,122,767	25	23	48	6,653,107	2,896,989	-	-	-
12	12	912,199	335,471	19	21	40	5,141,099	2,212,723	-	-	-
13	8	1,168,797	386,010	17	22	39	5,687,341	2,416,141	-	-	-
14	11	2,099,779	698,645	16	14	30	3,601,682	1,578,310	-	-	-
15	10	1,433,483	490,554	16	15	31	4,842,390	2,129,261	-	-	-
16	7	1,382,951	471,918	19	20	39	5,086,646	2,249,733	-	-	-
17	7	2,295,085	781,738	15	14	29	3,830,808	1,649,424	-	-	-
18	7	1,152,119	397,422	17	11	28	3,699,853	1,539,374	-	-	-
19	6	727,600	253,927	14	6	20	2,887,730	1,196,905	-	-	-
20	7	1,084,466	396,135	11	7	18	2,660,289	1,081,200	-	-	-
21	6	713,870	280,327	12	9	21	3,355,346	1,216,282	-	-	-
22	7	571,517	176,595	15	13	28	4,525,521	1,714,571	-	-	-
23	3	1,129,505	371,987	11	11	22	3,798,935	1,477,751	-	-	-
24	2	1,877,138	625,712	13	12	25	5,805,803	2,184,486	-	-	-
25	3	1,321,506	437,406	11	9	20	3,294,598	1,220,745	-	-	-
26	5	1,284,416	428,137	16	14	30	3,810,428	1,442,592	-	-	-
27	3	591,952	197,317	9	1	10	2,309,502	797,088	1	360,126	120,042
28	3	313,584	104,528	15	7	22	3,490,737	1,380,510	7	2,594,927	971,595
29	3	591,952	197,317	9	1	10	2,309,502	797,088	6	1,748,611	636,857
30	2	311,078	153,764	6	1	7	894,476	325,219	6	1,837,090	644,944
令和元	4	605,174	263,608	3	2	5	1,341,430	547,360	7	2,673,476	950,705
2	5	1,391,860	441,204	0	2	2	240,000	120,000	9	3,108,502	1,010,261
3	3	921,583	302,750	0	2	2	200,000	100,000	9	3,214,157	1,093,101
4	6	450,591	203,005	1	5	6	350,000	173,700	8	2,354,163	796,241
5	3	501,620	233,730	2	7	9	734,130	351,559	7	4,133,101	1,421,792
6	3	323,046	143,149	1	8	9	774,191	370,336	5	1,461,909	465,567

※ 13、14年度は貸付金事業を含む。

(単位：千円)

社会資本整備総合交付金（防災・安全）			水道水源（地下水）開発事業				備 考	
市町	補助対象 事業費	国庫補助金	箇所	補助対象 事業費	県 費 補 助 金			
-	-	-	11	70,744	簡水のみ	25,500		
-	-	-	11	65,345	〃	24,462		
-	-	-	10	63,680	〃	22,888		
-	-	-	10	86,891	〃	24,663		
-	-	-	10	87,846	〃	25,000		
-	-	-	10	103,671	〃	25,000		
-	-	-	10	127,007	〃	25,000		
-	-	-	10	101,828	〃	25,000		
-	-	-	10	101,623	〃	25,000		
-	-	-	10	95,608	〃	24,746		
-	-	-	7	56,910	〃	17,500		
-	-	-	8	76,326	〃	20,000		
-	-	-	5	46,369	〃	11,870		
-	-	-	3	23,377	〃	6,627		
-	-	-	2	23,742	〃	5,000		
-	-	-	3	28,709	〃	7,500		
-	-	-	2	29,679	〃	5,000		
-	-	-	2	12,214	〃	4,928		
-	-	-	制度廃止					
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-					交付金制度創設	
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-						
-	-	-						
5	1,743,625	567,943						

(13) 令和6年度国庫補助事業一覧

R7.12.22時点

水道水源開発等施設整備事業

(単位：千円)

補助事業者名	地区(事業)名	工期	国庫補助基本額	補助率	国庫補助額	備考
佐世保市	石木ダム	S50-R7	249,550	1/2	124,775	負担金 (率35%)
諫早市	高度浄水処理施設	R6-R6	39,736	1/4	9,934	
諫早市	高度浄水処理施設	R6-R6	33,760	1/4	8,440	
計(2市)	3地区		323,046		143,149	

簡易水道施設整備事業

(単位：千円)

市町村名	地区名	工期	国庫補助基本額	補助率	国庫補助額	備考
佐世保市	宮	R4-R10	100,553	1/3	33,517	統合整備
計	1地区		100,553		33,517	

簡易水道施設整備事業(離島振興事業費)

(単位：千円)

市町村名	地区名	工期	国庫補助基本額	補助率	国庫補助額	備考
対馬市	中央	H29-R7	115,138	1/2	57,569	生活基盤 基幹改良
対馬市	中西部	R4-R9	100,000	1/2	50,000	生活基盤 基幹改良
五島市	玉之浦	R5-R8	100,000	1/2	50,000	生活基盤 基幹改良
壱岐市	勝本浦	R6-R6	50,000	1/2	25,000	生活基盤 基幹改良
新上五島	上北五島部	H26-R7	78,500	1/2	39,250	生活基盤 基幹改良
新上五島	若松島	H27-R7	110,000	1/2	55,000	生活基盤 基幹改良
新上五島	崎浦	H28-R10	30,000	1/2	15,000	生活基盤 基幹改良
新上五島	有川	H25-R16	90,000	1/2	45,000	生活基盤 基幹改良
計	8地区		673,638		336,819	

生活基盤施設耐震化等交付金

(単位：千円)

補助事業者名	事業名	計画期間	国庫補助基本額	補助率	国庫補助額	備考
長崎市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	H30-R12	188,679	1/3	62,893	
佐世保市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	R2-R17	679,155	1/3	226,385	
佐世保市	緊急時給水拠点確保等 大容量送水管	R3-R12	315,878	1/4	78,969	
佐世保市	水道未普及地域解消 区域拡張	R3-R6	29,801	4/10	11,920	鹿町木場
平戸市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	R2-R9	98,931	1/3	32,977	
平戸市	水道未普及地域解消 飛地区域	R3-R6	37,825	4/10	15,130	主師
壱岐市	遠隔監視システム整備費	R2-R8	74,108	1/4	18,527	
五島市	緊急時給水拠点確保等 重要給水施設配水管	R6-R7	37,532	1/2	18,766	
計(5市)	8カ所		1,461,909		465,567	

社会資本整備総合交付金(防災・安全)

(単位：千円)

補助事業者名	事業名	計画期間	国庫補助基本額	補助率	国庫補助額	備考
佐世保市	緊急時給水拠点確保等 重要給水施設配水管	H30-R11	48,951	1/4	12,237	
佐世保市	緊急時給水拠点確保等 大容量送水管	R3-R12	7,004	1/4	1,751	
南島原市	緊急時給水拠点確保等 重要給水施設配水管	H30-R7	27,288	1/4	6,821	西有家
長崎市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	H30-R12	669,000	1/3	223,000	<補正>
佐世保市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	R2-R17	800,000	1/3	266,666	<補正>
佐世保市	緊急時給水拠点確保等 大容量送水管	R3-R12	72,738	1/4	18,184	<補正>
佐世保市	水道未普及地域解消 区域拡張(鹿町木場)	R3-R6	8,600	4/10	3,440	<補正>
平戸市	水道管路耐震化等推進 水道管路緊急改善	R2-R9	100,000	1/3	33,333	<補正>
壱岐市	遠隔監視システム整備費	R2-R8	10,044	1/4	2,511	<補正>離振
計(5市)	8カ所		1,743,625		567,943	

(14) 国庫補助対象事業一覧表

※本補助事業一覧は、R7.4に国土交通省九州地方整備局より参考送付があった「参考資料（補助メニュー）」より抜粋したもの。

※詳細については、別途各市町へ周知済みの「水道事業に係る予算制度の解説資料（令和7年8月版：国土交通省）」を参照。

I 水道未普及地域解消事業／個別補助、防災・安全交付金

【概要】

水道未普及地域の解消を図るため、水道未普及地域解消計画に基づき、水道施設の整備を行う事業

【補助対象】

- ① 新設：簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業
- ② 広域簡易水道：連絡管で連絡した5,000人を超える給水人口を有する単一の水道施設を新設する事業
- ③ 飛地区域：給水区域外未普及地域への水道施設の整備事業
- ④ 給水区域内無水源：給水区域内未普及地域への水道施設の整備事業
- ⑤ 区域拡張：簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業

【補助要件】

- ① 既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則10Km以上離れていること 等
- ② 簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が原則200m以上離れていること 等
- ③ 簡易水道等を布設し得る条件を備えた地域において、既存の水道事業の給水区域から原則200m以上離れていること 等
- ④ 既認可給水区域であって、まだ水道が布設されていない地区に対し、既存の水道事業給水区域から原則200m以上の連絡管で連絡して水道施設の整備をすること 等
- ⑤ 簡易水道施設については、給水人口10人以上の拡張であること 等

【補助率】

1/4, 1/3, 4/10 等

II 簡易水道再編推進事業／個別補助、防災・安全交付金

【概要】

経営の一元化や管理の一体化等を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施設の統合整備等を行う事業

【補助対象】

- ① 統合簡易水道：統合簡易水道を整備する事業
- ② 広域簡易水道：連絡管で連絡した5,000人を超える給水人口を有する単一の水道施設を新設する事業

【補助要件】

- ① ・市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく事業であること
・水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、原則200m以上離れた他水道事業から浄水を受けること等
- ② ・市町村が策定する簡易水道施設統合計画に基づく上水道施設と簡易水道施設等との統合整備を行う事業であること
・経営の一元化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業であること

【補助率】

1/4, 1/3, 4/10 等

Ⅲ 生活基盤近代化事業／個別補助、防災・安全交付金

【概要】

簡易水道施設等の基盤強化を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張、重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を行うための施設整備を行う事業

【補助対象】

- ① 増補改良：簡易水道施設等の増補改良を行う事業
- ② 基幹改良：簡易水道施設等の基幹的施設について行う改良事業
- ③ 水量拡張：簡易水道施設等の水量を拡張する事業
- ④ 重要施設配水管：基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する事業

【補助要件】

- ① ・有機フッ素化合物による汚染に対処するための活性炭処理施設等の整備又は活性炭処理施設等の整備に代替して開発する水源の整備事業であること
・基幹的な水道構造物の耐震化のための事業であって、地震対策地域における事業であること 等
- ② 一定期間以上経過した構築物、機械及び装置、管路を更新する事業であること 等
- ③ 拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の20%以上 等
- ④ 地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院等の給水優先度が特に高い施設への配水管であること 等

【補助率】

1/4, 1/3, 4/10 等

Ⅳ 水道水源開発施設整備費／個別補助

【概要】

ダム等の水道の水源開発の用に供する施設を整備する事業

【補助対象】

- ① 水道水源開発施設整備費：水道の水源開発の用に供する施設の整備
- ② 遠距離導水等施設整備費：水路延長7km以上の取水、導水施設の整備
- ③ 水道施設機能維持整備費：浄水施設等への自家発電設備等の整備

【補助要件】

- ① 資本単価が90円/㎡（水道事業）、70円/㎡（水道用水供給事業）以上であること 等
・基幹的な水道構造物の耐震化のための事業であって、地震対策地域における事業であること 等
 - ② 資本単価が90円/㎡（水道事業）、70円/㎡（水道用水供給事業）以上であること 等
 - ③ 資本単価が90円/㎡（水道事業）、70円/㎡（水道用水供給事業）以上であること 等
- ・（停電対策）浄水施設等が、自然流下方式による施設運転が不可能であり、運転用の自家発電設備が整備されていないこと
 - ・（土砂災害対策）浄水施設等が、土砂災害警戒区域内等に位置し、土砂災害により給水停止のおそれが高いこと
 - ・（浸水災害対策）浄水施設等が、浸水想定区域内に位置し、浸水災害により給水停止のおそれが高いこと

【補助率】

1/4, 1/3, 1/2

V 高度浄水処理等整備費／個別補助、防災・安全交付金

【概要】

化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処するために高度浄水施設等の整備を行う事業

【補助対象】

高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる河川等から取水する浄水場等に設置される施設の整備事業

【補助要件】

- ・資本単価が90円/m³（水道事業）、70円/m³（水道用水供給事業）以上であること
- ・水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと 等

【補助率】

1/4 等

VI 水道基幹施設耐震化事業／個別補助

【概要】

機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所となる基幹施設の耐震化を行う事業

【補助対象】

- ① 導水管・送水管耐震化事業：導水管又は送水管を耐震化する事業
- ② 基幹水道構造物の耐震化事業：基幹水道構造物を耐震化する事業
- ③ 緊急遮断弁：緊急時に配水池等の水道水の流出を防止するための緊急遮断弁を整備する事業
- ④ 導水管・送水管複線化事業：河川を横断する導水管又は送水管を複線化する事業

【補助要件】

- ・上下水道耐震化計画を策定していること
 - ・資本単価が90円/m³（水道事業）、70円/m³（水道用水供給事業）以上であること
- 又は
- (ア) 料金回収率が100%以上であること
 - (イ) 直近5年間の基幹管路の耐震適合率、浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率の上昇ポイント（年換算）の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）の合計値以上であること、もしくは、現在の基幹管路の耐震適合率、浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。
 - (ウ) 耐震化する事業にあっては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後5年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）（ただし、今後5年以内に耐震化率が100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント（年換算））が、当該事業者の直近5年間の上昇ポイント（年換算）の1.5倍及び「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）を上回っていること。
 - (エ) 上下水道耐震化計画を公表していること
- ・総事業費が5億円以上であること
 - ・事業期間が概ね5年以内であること

【補助率】

1/3, 1/2

Ⅶ 水道広域的災害対応支援事業／個別補助

【概要】

上下水道システムの「急所」の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化を行うための施設の整備等を行う事業

【補助対象】

- ① 導水管・送水管耐震化事業：導水管又は送水管を耐震化する事業
- ② 基幹水道構造物の耐震化事業：基幹水道構造物を耐震化する事業
- ③ 緊急遮断弁：緊急時に配水池等の水道水の流出を防止するための緊急遮断弁を整備する事業
- ④ 導水管・送水管複線化事業：河川を横断する導水管又は送水管を複線化する事業
- ⑤ 重要施設配水管：「上下水道耐震化計画」に位置づけた避難所等の重要施設に接続する配水管を耐震化する事業
- ⑥ 貯留施設（耐震性貯水槽）：送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業
- ⑦ 給水車：給水車を増設する事業
- ⑧ 配水池：計画一日最大給水量の10時間分を超え、12時間までの容量の配水池を整備する事業
- ⑨ 緊急時用連絡管：緊急時において、近隣の水道事業者等の間等で水道水を相互融通できる施設を整備する事業
- ⑩ 大容量送水管：緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業
- ⑪ 浄水場の防災拠点化：半島・離島地域において、浄水場を防災拠点化する事業

【補助要件】

- ・上下水道耐震化計画を策定していること
 - ・資本単価が90円/m³（水道事業）、70円/m³（水道用水供給事業）以上であること
- 又は
- (ア) 料金回収率が100%以上であること
 - (イ) 直近5年間の基幹管路の耐震適合率、浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率の上昇ポイント（年換算）の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）の合計値以上であること、もしくは、現在の基幹管路の耐震適合率、浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。
 - (ウ) 耐震化する事業にあっては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後5年間の耐震化率の上昇ポイント（年換算）（ただし、今後5年以内に耐震化率が100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント（年換算））が、当該事業者の直近5年間の上昇ポイント（年換算）の1.5倍及び「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント（年換算）を上回っていること。
 - (エ) 上下水道耐震化計画を公表していること
- ⑦にあっては、上記に加え、危機管理マニュアルに応急給水目標を定めるとともに、当該給水車の活用について記載していること
- ⑪にあっては、上記に加え、危機管理マニュアルに当該浄水場を応援事業者の活動拠点として位置付け、その活用について記載していること

【補助率】

1/4, 1/3 等

Ⅷ 緊急時給水拠点確保等事業／防災・安全交付金

【概要】

土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業、災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化等を行い、土砂災害防止対策の推進等を図るための施設の整備を行う事業

【補助対象】

- ① 取水施設耐災害性強化事業：土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業（施設の移転は除く）
- ② 水道施設耐災害性強化事業：災害復旧事業と併せて行う水道施設の災害対策事業

【補助要件】

- ① ・資本単価が90円／ m^3 （水道事業）、70円／ m^3 （水道用水供給事業）以上であること
・断水影響戸数が2,000 戸以上の施設であること
- ② ・災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化事業であること
・他の事業による防災対策が実施されても被災原因となった災害と同様の災害によって被災するおそれがあること

【補助率】

1/3 等

IX 水道施設アセットマネジメント推進事業／防災・安全交付金

【概要】

「水道施設アセットマネジメント計画」の作成等、導水管及び送水管、配水管等の更新を行う事業

【補助対象】

- ① 水道管路緊急改善事業：布設後40年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管、ポリエチレン管であって基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されているものの更新事業、「水道施設アセットマネジメント計画」を作成する事業
- ② 管路近代化事業：直結給水を実施するための管路更新事業
- ③ 鉛管更新事業：鉛管の更新事業
- ④ 基幹管路耐震化整備事業：災害復旧事業と併せて行う導水管等の耐震化事業
- ⑤ 海底送・配水管更新事業：布設後20年以上が経過した海底送・配水管の更新事業
- ② 水管橋耐震化等事業：布設後40年以上が経過した水管橋として布設されている導水管、送水管の更新事業及び水管橋の補強、改築、更新事業

【補助要件】

- ① ・10㎡あたりの水道料金が別途通知する平均料金より高いこと
・給水収益に占める企業債残高が別途通知する値より高いこと
・「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であること 等
※ただし、「水道施設アセットマネジメント計画」を作成する事業については、上記要件を付さない
- ② ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に基づき定められる市街化区域となった給水区域等において行う事業
・直結給水対象人口が10万人を限度とするもの 等
- ③ ・資本単価が90円／㎡以上であること
・導水管、送水管、配水管の更新事業であること
- ④ ・原形より耐震化が向上する材質または継手構造を持つ管路により災害復旧を行った事業であること
・災害復旧事業の対象となった部分から直近の制水弁までの区間であること 等
- ⑤ ・資本単価が90円／㎡（水道事業）、70円／㎡（水道用水供給事業）以上であること
・令和7年度までに更新計画が採択された事業であること 等
- ⑥ ・資本単価が90円／㎡（水道事業）、70円／㎡（水道用水供給事業）以上であること
・令和7年度までに採択された事業であること 等

【補助率】

1/4, 1/3 等

X 水道事業運営基盤強化推進事業／防災・安全交付金

【概要】

水道基盤強化計画等に基づく圏域における水道事業等の事業統合又は経営の一体化を契機に施設の整備を行う事業

【補助対象】

- ① 広域化事業：水道事業の広域化（事業統合又は経営の一体化）に伴って行う施設整備事業
- ② 運営基盤強化等事業：広域化後の圏域において運営基盤を強化するために必要な施設の整備に関する事業
- ③ 水道施設再編推進事業：一般の水需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、施設のダウンサイジングを行う事業
脱炭素推進のための取水施設、導水施設の整備を行う事業
上流からの取水をするための調査検討経費
- ④ 水道施設DX推進事業：水道施設台帳のクラウド化を図る事業、市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査を行う事業
- ⑤ 水道基盤強化計画策定事業：都道府県の策定する水道基盤強化計画等の作成等に要する経費

【補助要件】

- ① ・市町村域を超えて3以上の水道事業等の広域化であること（半島振興対策実施地域等では2以上）
・資本単価が90円／ m^3 以上である水道事業を含めること 等
- ② 広域化事業を活用して事業統合又は経営の一体化を図ること
- ③ ・資本単価が90円／ m^3 （水道事業）、70円／ m^3 （水道用水供給事業）以上であること
・同一系統において3施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること、ただし、脱炭素推進のための取水施設、導水施設の整備を行う事業に当たっては、左記に代えて、温室効果ガス排出量を20%以上削減すること 等
※調査検討等経費については、要件を付さない。
- ④ ・広域化を検討している協議会等に参加していること
・水道施設台帳のクラウド化を図る事業については、クラウド化した情報を活用する計画を提出すること。
- ⑤ -

【補助率】

1/4, 1/3 等

XI 水道水源自動監視施設等整備事業／防災・安全交付金

【概要】

点在する施設の運転管理及び水道水源等の監視水準を維持しつつ、経費縮減を通じた経営の効率化を図るために水道水源自動監視施設や遠隔監視システムを整備する事業

【補助対象】

- ① 水道水源自動監視施設整備費：水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行うために必要な施設の整備事業
- ② 遠隔監視システム整備費：簡易水道事業等との統合を契機として経営の効率化を図るために遠隔監視システムを整備する事業

【補助要件】

- ① ・水道水源自動監視施設の整備が必要であること
・2以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行うこと 等
- ② 簡易水道事業統合計画に基づき簡易水道事業等と統合した水道事業者であること 等

【補助率】

1/4 等

